

第一〇四回

参第九号

原子力基本法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（案）

（原子力基本法の一部改正）

第一条 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 原子炉の管理」を

「第六章 原子炉の管理

第六章の二 放射性廃物の発生者の保管責任」

に改める。

第一条中「図り」を「図るとともに、使用済みの核燃料物質等についてその発生者の保管責任を明確にすることによつて、当該使用済みの核燃料物質等による災害の防止を図り」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 放射性廃物の発生者の保管責任

（放射性廃物の発生者の保管責任）

第十六条の二 原子力の研究、開発又は利用に関する事業を行う者は、その事業活動に伴つて生じた使用済みの核燃料物質その他の放射性廃物の全部について、自らの責任において、その安全の確保のための管理の可能な状態で、十分な保安措置を講じつつ、恒久的に保管しなければならない。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 再処理の事業に関する規制（第四十四条 - 第五十一条）」を「第五章 削除」に改める。

第一条中「、加工及び再処理」を「及び加工」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第三条第二項第二号中「その附属施設」を「放射性廃物（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、廃物であるものをいう。以下同じ。）の保管施設その他の製錬設備の附属施設」に改め、同項第三号中「並びに製錬の方法」を「、製錬の方法並びに放射性廃物の保管の方法」に改める。

第四条第一項に次の一号を加える。

四 製錬施設が設置される工場又は事業所内に放射性廃物の保管施設が設置されること。

第十条第二項第三号中「第十一条の二第二項」を「第十一条の二第一項の規定に違反し、又は同条第三項」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の

次に次の一号を加える。

六 第五十九条の三第一項、第五十九条の四又は第六十一条の二の二の規定に違反したとき。

第十一条の二を次のように改める。

(放射性廃物の恒久的保管)

第十一条の二 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者は、その事業活動に伴つて生じた放射性廃物を、当該放射性廃物に係る製錬設備が設置されている工場又は事業所内の放射性廃物の保管施設において、安全の確保のための管理の可能な状態で、恒久的に保管しなければならない。

2 動力炉・核燃料開発事業団及び製錬事業者は、放射性廃物の保管について、総理府令、通商産業省令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、放射性廃物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、動力炉・核燃料開発事業団又は製錬事業者に対し、放射性廃物の保管施設の使用の停止、改造、修理又は移転(当該放射性廃物の保管施設を設置した工場又は事業所内の移転に限る。)保管の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

第十二条第二項及び第三項中「核燃料物質」の下に「又は核燃料物質によつて汚染された物」を加える。

第十三条第二項第二号中「その附属施設」を「放射性廃物の保管施設その他の加工設備の附属施設」に改め、同項第三号中「並びに加工の方法」を「、加工の方法並びに放射性廃物の保管の方法」に改める。

第十四条第一項に次の一号を加える。

四 加工施設が設置される工場又は事業所内に放射性廃物の保管施設が設置されること。

第二十条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第二十一条の二の規定に違反したとき。

第二十条第二項中第五号の二を削り、第五号の三を第五号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

五の三 第五十九条の三第一項、第五十九条の四又は第六十一条の二の二の規定に違反したとき。

第二十一条の二第三号中「廃棄」を「廃物としての保管」に改め、同条を第二十一条の二の二とする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(放射性廃物の恒久的保管)

第二十一条の二 加工事業者は、その事業活動に伴つて生じた放射性廃物を、当該放

放射性廃物に係る加工設備が設置されている工場又は事業所内の放射性廃物の保管施設において、安全の確保のための管理が可能な状態で、恒久的に保管しなければならない。

第二十一条の三中「廃棄」を「廃物としての保管」に改め、「移転」の下に「(当該加工施設を設置した工場又は事業所内の移転に限る。)」を加える。

第二十二条第二項及び第三項中「核燃料物質」の下に「又は核燃料物質によつて汚染された物」を加える。

第二十三条第二項第五号中「その附属施設」を「放射性廃物の保管施設その他の原子炉の附属施設」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 放射性廃物(使用済燃料(原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質をいう。以下同じ。))及び原子核分裂生成物を含む。以下同じ。)の保管の方法

第二十四条第一項に次の一号を加える。

五 原子炉施設が設置される工場又は事業所内に放射性廃物の保管施設が設置されること。

第三十三条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第三十四条の二第一項の規定に違反したとき。

第三十三条第二項第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 第五十九条の三第一項若しくは第二項、第五十九条の四又は第六十一条の二の二の規定に違反したとき。

第三十三条第三項第一号中「、第五号の三」を「から第五号の四まで」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第三十四条の二第二項の規定に違反したとき。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(放射性廃物の恒久的保管等)

第三十四条の二 原子炉設置者は、その事業活動に伴つて生じた放射性廃物を、当該放射性廃物に係る原子炉が設置されている工場又は事業所内の放射性廃物の保管施設において、安全の確保のための管理の可能な状態で、恒久的に保管しなければならない。

2 外国原子力船運航者は、その事業活動に伴つて生じた放射性廃物を、当該放射性廃物に係る外国原子力船内の放射性廃物の保管施設において、安全の確保のための管理の可能な状態で、保管しなければならない。

第三十五条第一項第三号中「運搬、貯蔵又は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、原子炉を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。次項において同じ。))において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。)」を「運搬(原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。))内の運搬に限る。次条において同じ。)、貯蔵又は

廃物としての保管」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条第一項中「廃棄」を「廃物としての保管」に、「前条第一項」を「前条」に改め、「移転」の下に「(当該原子炉施設を設置した工場又は事業所内の移転に限る。)」を加え、同条第二項を削る。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第四十四条から第五十一条まで 削除

第五十二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第二項第六号中「使用済燃料の処分」を「放射性廃物の保管」に改め、同項第九号中「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設(以下単に「廃棄施設」という。)」を「放射性廃物の保管施設」に改める。

第五十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 再処理(使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。第五十九条の三において同じ。)に関する核燃料物質の使用にあつては、これを再処理の研究のみに使用するものであること。

第五十三条第三号中「廃棄施設」を「放射性廃物の保管施設」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 使用施設等が設置される工場又は事業所内に放射性廃物の保管施設が設置されること。

第五十六条第四号中「第五十八条第一項」を「第五十八条第二項」に改め、同条第四号の二中「第五十八条第三項」を「第五十八条第一項の規定に違反し、又は同条第三項」に改め、同条第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五 第五十九条の三第一項若しくは第二項、第五十九条の四又は第六十一条の二の二の規定に違反したとき。

第五十八条及び第五十八条の二を次のように改める。

(放射性廃物の恒久的保管)

第五十八条 使用者は、その核燃料物質の使用に伴つて生じた放射性廃物を、当該放射性廃物に係る使用施設が設置されている工場又は事業所内の放射性廃物の保管施設において、安全の確保のための管理の可能な状態で、恒久的に保管しなければならない。

- 2 使用者は、放射性廃物の保管について、総理府令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、放射性廃物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者に対し、放射性廃物の保管施設の使用の停止、改造、修理又は移転(当該放射性廃物の保管施設を設置した工場又は事業所内の移転

に限る。) 保管の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。
(使用済燃料等の搬出の禁止)

第五十八条の二 使用者、原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、使用済燃料又は核燃料物質の原子核分裂をさせることにより汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)を使用施設等又は原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。)の外に搬出し、又は搬出させてはならない。

第五十九条の二第一項中「、外国原子力船運航者及び再処理事業者」を「及び外国原子力船運航者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(再処理事業の禁止等)

第五十九条の三 何人も、再処理の事業を行つてはならない。

2 何人も、外国において再処理の事業を行う者に再処理を委託してはならない。

(放射性廃物の保管の委託の禁止)

第五十九条の四 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、放射性廃物の保管の委託をしてはならない。

第六十条中「、再処理事業者」を削り、「核燃料物質」の下に「(放射性廃物である核燃料物質を除く。)」を加える。

第六十一条第一号から第三号までの規定中「、再処理事業者」を削り、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第六十一条第五号から第七号までの規定中「、再処理事業者」を削る。

第六十一条の二の二を次のように改める。

(海洋への廃棄等の禁止)

第六十一条の二の二 何人も、核原料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物を、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に廃棄し、又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で燃焼させてはならない。

第六十一条の三第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第六十二条第二項中「若しくは第四十四条第一項」を削る。

第六十三条中「、再処理事業者」を削る。

第六十四条第一項中「、再処理事業者」を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「、再処理施設」を削り、同項第一号中「第五十八条の二に規定する廃棄(以下「事業所外廃棄」という。)に係る場合にあつては内閣総理大臣、」を削り、「内閣総理大臣又は」を「、内閣総理大臣又は」に改め、同項第二号中「、再処理事業者」を削り、同項第三号及び第四号中「事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、」を削り、「内閣総理大臣又は」を「、内閣総理大臣又は」に改める。

第六十五条第一項中「、加工事業者若しくは再処理事業者」を「若しくは加工業者」に改め、「、再処理事業者」を削り、同条第二項中「若しくは第四十四条第一項」

を削り、同条第三項中「原子炉設置者」を「又は原子炉設置者」に改め、「、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたとき」を削る。

第六十六条第一項中「若しくは第四十六条の七」及び「若しくは再処理事業者」を削り、「廃棄し」を「廃物として保管し」に改め、同条第二項中「及び第五十八条の二」を「から第五十九条の二までの規定及び第五十九条の四」に、「廃棄する」を「廃物として保管し、又は運搬する」に、「から第六十条まで」を「、第五十九条の二及び第六十条」に、「核燃料物質を運搬し」を「核燃料物質（放射性廃物である核燃料物質を除く。）を運搬し」に改め、同条第三項中「、加工若しくは再処理」を「若しくは加工」に改め、「、再処理事業者」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（放射線に関する監視及び測定）

第六十六条の二 国は、生活環境に対する放射能の影響を防止するための措置を適正に実施するため、政令で定めるところにより、製錬施設、加工施設、原子炉施設、外国原子力船及び使用施設等の周辺の大気、水質及び土壌について、放射線に関する監視及び測定を行わなければならない。

2 国は、前項の監視及び測定の結果について記録の作成、保存その他政令で定める措置を講じなければならない。

3 国は、第一項の監視及び測定の結果を公表しなければならない。

第六十七条中「、再処理事業者」及び「第六十一条の二の二第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに」を削る。

第六十七条の二第二項中「、第四十六条、第四十六条の二」を削る。

第六十八条第一項中「第六十一条の二の二第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに」及び「、再処理事業者」を削る。

第六十九条第一項中「、第四十六条の七」を削る。

第七十一条第四項中「事業所外廃棄又は」を削り、同条第五項中「、第二十条、第四十四条第一項、第四十四条の四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の七」を「若しくは第二十条」に改め、「若しくは第四十四条第一項の指定」を削り、同条第六項中「又は当該再処理事業者（第四十四条第一項の指定の申請者を含む。）」を削り、同条第七項中「、第二十二條の五（第五十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条、第五十条第一項若しくは第三項若しくは第五十条の二第二項」を「若しくは第二十二條の五」に改め、「若しくは再処理事業者」を削り、「、第二十二條の二第二項（第五十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の四第二項、第四十六条の三、第四十六条の四、第四十六条の六第二項若しくは第五十条の二第一項」を「若しくは第二十二條の二第二項」に改め、同項ただし書を削り、同条第八項中「第十一条の二第二項（第六十一条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項、」及び「事業所外廃棄又は」を削り、同条第九項中「、

加工事業者又は再処理事業者」を「又は加工事業者」に改め、「(再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣)」を削る。

第七十二条中「若しくは第四十四条第一項」、「、第四十四条の四第一項」及び「若しくは第四十六条の七」を削る。

第七十四条の二第一項第一号中「及び第四十四条第一項」を削り、同項第二号中「、第三十九条第一項及び第四十四条の四第一項」を「及び第三十九条第一項」に改め、同項第二号の二を削り、同項第三号中「、第三十一条第一項及び第四十六条の五第一項」を「及び第三十一条第一項」に改め、同項第四号中「及び第四十六条の七第一項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「及び第四十六条の七第二項」を削る。

第七十五条第一号中「又は第四十四条第一項」を削り、同条第二号中「、第四十四条の四第一項」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「、第二十七条又は第四十五条」を「又は第二十七条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「、第四十六条第一項」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第七十七条第二号中「、第二十条第二項又は第四十六条の七第二項」を「又は第二十条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第十一条の二第一項、第二十一条の二若しくは第三十四条の二の規定又は第五十八条第一項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第七十七条第七号及び第七号の二を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 第五十八条の二(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)、第五十九条の三第一項若しくは第二項、第五十九条の四(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)又は第六十一条の二の二の規定に違反した者

第七十八条第五号の二から第六号の二までを削り、同条第七号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同条第九号の二を削り、同条第十号を同条第九号とする。

第七十九条第一号中「、第五十条第一項」を削り、同条第二号中「、第五十条第三項」を削り、同条第三号中「第十一条の二第二項(第六十一条の二の二第二項において準用する場合を含む。)」を削り、「第三十六条第一項若しくは第二項、第四十九条」を「第三十六条」に改め、同条第四号の二を削り、同条第五号中「、第五十八条第一項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第五号の二を削り、同条第五号の三を同条第五号の二とし、同条第五号の四中「(第六十一条の二の二第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同条第五号の三とする。

第八十条第一号中「、第四十七条」を削る。

第八十二条第一号中「、第十七条若しくは第四十六条の三」を「若しくは第十七条」に改め、同条第一号の二中「(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同条第二号中「若しくは第四十六条の四」を削る。

第八十三条中「、第四十四条の四第二項若しくは第四項、第四十六条の六第二項」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置等を定める法律の制定)

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置、関係法律の整備その他の事項については、別に法律で定める。

理 由

使用済みの核燃料物質その他の放射性廃物は最も厳格な管理を要する有害で処分困難な廃物であるため、放射性廃物についての発生者の保管責任を明確にするとともに、放射性廃物の搬出及び再処理を規制し、もつて放射性廃物による環境汚染及び健康被害を防ぐ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。